

# 公共用水域における環境基準の類型指定

## 環境基本法(抜粋)

### 第16条第1項

政府は、(中略)水質の汚濁(中略)に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

### 第2項

前項の基準が、(中略)類型を当てはめる水域を指定すべきものとして定められる場合には、その水域の指定に関する事務は、(中略)その水域が属する都道府県の知事が行うものとする。

## 水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)

### 人の健康に係る項目

カドミウム、全シアン、鉛など  
27項目

### 生活環境に係る項目

(一般項目) pH、BOD、SSなど  
(富栄養化項目) 全窒素、全りん  
(水生生物項目) 全亜鉛、ノニルフェノール、LAS  
12項目

全ての公共用水域に適用される

上記3区分ごとに、利用目的、水生生物の生息状況などに応じて、知事が水域ごとに類型指定する。状況に応じ適宜見直しを行う。

### 一般項目

(河川)		(湖沼)	
A	2 水域	A	1 水域
A	3 5 水域	(海域)	
B	1 0 水域	A	2 水域
		B	3 水域

### 富栄養化項目

指定対象水域なし

### 水生生物項目

H26・・月光川、鮭川、丹生川、  
荒川を「生物A」に指定  
H27・・日向川、最上小国川、  
寒河江川、置賜白川  
H28・・赤川、鬼面川(予定)

## 環境基準 (湖沼、海域は省略)

水域	対象物質	生物A	生物特A	生物B	生物特B
河川	全亜鉛	0.03 mg/l	0.03 mg/l	0.03 mg/l	0.03 mg/l
	ノニルフェノール	0.001 mg/l	0.0006 mg/l	0.002 mg/l	0.002 mg/l
	LAS	0.03 mg/l	0.02 mg/l	0.05 mg/l	0.04 mg/l

生物Aは、イワナ、サケマス等比較的低温域を好む生物が生息する水域  
生物Bは、コイ、フナ等比較的高温域を好む生物が生息する水域  
生物特A、生物特Bは、それぞれ産卵場として特に保全が必要な水域

## 対象物質の基本情報

### 1 全亜鉛

食品類や生活用品に幅広く含まれている。また、亜鉛を含む排水の排出源の業種も多岐にわたっている。

休廃止鉱山等の影響を受けている地域があり、公共用水域において環境基準を超過している事例がみられる。

平成 15 年 11 月 5 日 環境基準設定

### 2 ノニルフェノール

本物質の主な用途は、界面活性剤（アニオン系、非イオン系）の合成原料である。親油性フェノール樹脂、マンニヒ塩基、エステル類の合成原料に用いられる場合もある。また、殺虫剤、殺菌剤、抗カビ剤にも用いられる。

環境ホルモン作用が確認されている内分泌攪乱物質である。

平成 24 年 8 月 22 日 環境基準設定

### 3 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸（LAS）

本物質の主な用途は、約 8 割が家庭の洗濯用洗剤、2 割弱が業務用洗浄としてクリーニング、厨房や車両洗浄などであり、わずかではあるが繊維を染色加工する際の分散剤や農薬などの乳化剤に使用されている。家庭の台所用洗剤には、ほとんど使われなくなっている。

平成 25 年 3 月 27 日 環境基準設定

## ◎環境省による特別域指定の考え方(河川)

- 法令等により、産卵場又は幼稚子の生育場として保護が図られている場所であり、実際にそれらの場所として調査保全活動などにより産卵等の実態が把握されている水面
- 恒常的に産卵場等として重要な水域であって、実際に産卵が行われていることが漁業関係者、NPO、行政等により確認されている水面

< 具体的には次の水面 >

- ① 水産資源保護法に基づき、保護水面に指定されている水域
- ② 保護水面に設定されていない水域であっても、漁業関係者等によってこれと同等以上に産卵場又は幼稚子の生育場として保護が図られている水域
- ③ 水深、流速、河床材料、川岸の植生などが当該魚類の産卵場等として適した条件にあり今後とも条件が保たれうる水域

注) 県規則等により設定されている「禁止区域」については、危険の防止、漁業調整や水産資源の保護培養を目的にしており、必ずしも、産卵や稚魚の成育の場を保護するものではないことから、一義的には特別域とはしないこととする。ただし、その設定の目的が水産資源保護培養を目的にしており、漁業関係者、行政等により産卵、生育の実態が把握されている場合には、①に準じた水域として取り扱う。

類型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準値 (mg/L)		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.001	0.03
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.0006	0.02
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03	0.002	0.05
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03	0.002	0.04